

One for all, All for one

【活動の目的】

ラグビーを通じて、発展途上の基礎体力を作り、協力・協調の精神を養い、強い意志を持った少年少女を養成することを目的として運営しています。

これらの目的を達成するために、次の事業を行います。

1. 運動能力及び技能の向上を図るための事業
2. ラグビー競技の練習、試合及び試合観戦
3. その他高槻ラグビースクールの目的を達成するために必要な事業

【指導目標】

1. 子どもたちひとりひとりの年齢に合った基礎体力の育成及び向上を目指すとともに、自信と個性のあるプレーができる基本技術を身につけさせる。
2. ラグビー本来の楽しさを味わさせ、自らラグビーに取り組む態度と、仲間とともに頑張るたくましい心と協調性を養う。

入会について

1. 組織・チーム編成

指導員総勢 40名

◆小学生以下は学年別に7チームあります。

低学年（5人制）： ①幼児 ②小学1年生 ③小学2年生

中学年（7人制）： ④小学3年生 ⑤小学4年生

高学年（9人制）： ⑥小学5年生 ⑦小学6年生

◆中学生（ジュニア）も活動しています。詳しくは、運営委員長までお尋ねください。

2. 練習グラウンド

第三中学校、第四中学校、庄所運動広場 等

3. 練習日

毎週日曜日 9:00～12:00

4. 会費

金額は、次頁（3頁）の「会費について」に記載のとおり。
会費の納入については「口座振込み」としてあります。会費徴収を必要とする場合は、その都度通知を行いますので指定の口座にお振込みをお願いします。

【㈱ゆうちょ銀行】

〔記号〕 14010 〔番号〕 61987191 〔名義〕 高槻ラグビースクール

ゆうちょ銀行口座間では、電信振替（ATM）について無料で利用できます。
ゆうちょで口座をお持ちでない方は、この機会に開設されることをお勧めします。
「口座振替」の場合は、振替時の“通帳記載”、また「現金」の場合は、“振込み明細書原本”を領収証に代用させていただきます。

5. 準備するもの

チームジャージ（青色・赤色）、白パンツ、ストッキング、スパイク、ヘッドキャップ

6. 主な行事

- ・開校式（4月）
- ・大阪府ラグビーフットボール協会主催「大阪府ラグビーカーニバル」（5月）
- ・北摂地域ラグビースクール実行委員会主催「北摂ラグビースクール大会」（5月）
- ・夏期強化合宿（9月）
- ・高槻ラグビースクール主催「交流試合」（9月～12月）
- ・大阪府ラグビーフットボール協会主催「大阪府ラグビースクール大会」（11月）
- ・高槻市ラグビーフットボール連盟主催「高槻市ラグビーカーニバル」（11月）
- ・高槻市ラグビーフットボール連盟主催「高槻市ラグビースクール祭」（12月）
- ・クリスマス会（12月）
- ・修了式（3月）

7. その他

- ★「入会申込書」（17頁）に必要事項を記載のうえ、保護者会リーダーに提出してください。
提出後、保護者会役員（会計担当）より入会費の請求があります。
- ★入会に際しては、「チームジャージ（青色・赤色）」、「白パンツ」、「ストッキング」、「スパイク」、「ヘッドキャップ」を購入してください。
購入にあたってわからないことがあれば、保護者会リーダーにご相談ください。
また、チームジャージ、ヘッドキャップは、スクール指定のものとなりますのでお申込みください。
- ★雨天等により活動が中止になる場合は、保護者会リーダーより連絡します。
- ★活動中の飲料は、個人で水筒等を持参してください。
- ★入会后、保護者は、当スクール保護者会の構成員となり、保護者会会則・細則に則りスクールの運営にご協力をいただきます。

スクール指定の用品について

チームジャージ、ヘッドキャップは、スクール指定のものとなりますので、保護者会リーダーまでお申込みください。価格は次のとおりです。

□「1st」ジャージ（オフィシャルジャージ／青色）

価格（税込） ￥5,700－ [内訳]・ジャージ（背番号付）
・胸ロゴマーク
・胸名前

□「2nd」ジャージ（代用ジャージ／赤色）

価格（税込） ￥4,700－ [内訳]・ジャージ（背番号付）
・胸ロゴマーク
・背中名前

□「ヘッドキャップ」

価格（税込） ￥4,000－ ※名前、ロゴマーク入り

会費について

当スクールは、皆さんの会費によって運営されています。

1. 納入する会費

◆年間2万円。

6ヶ月毎（4月・10月）に1万円を納入する。

〔特例〕兄弟で在籍する場合は、2人目からは年間1万円とし、6ヶ月毎（4月・10月）に5千円を納入する。

◆年度途中の入部者について、年額は、月額1,500円に在籍月数を乗じ、定額1,000円を加算した金額とし、請求に応じて納入する。

〔特例〕兄弟で在籍する場合、2人目からは、月額750円に在籍月数を乗じ、定額500円を加算した金額とし、請求に応じて納入する。

<注>年度途中の退部、又は休部した際の会費の払い戻しはいたしません。

2. 会費の用途

- ◆スポーツ安全保険の加入
- ◆用具の購入
- ◆事業に要する諸経費（主催大会、他団体主催大会、クリスマス会、修了式等）
- ◆有料施設（グラウンド等）の使用に係る経費
- ◆上記以外で、スクールの運営に必要な諸経費（通信、資料印刷等の事務費）

スポーツ安全保険について

〔制度の概要〕

スポーツ安全保険は、(財)スポーツ安全協会が契約者となり、東京海上日動火災を幹事会社にした損害保険会社（10社）との共同保険によるスポーツ傷害保険制度です。

1人 600円/年の掛金で、高槻ラグビースクールの活動、及び活動場所への往復中に起きた事故に対して保証されます。

皆さんには、スポーツ安全保険に全員加入していただきます。

〔事故が発生したとき〕

スクール活動においてケガをし病院で受診した場合は、速やかに各学年の保護者会リーダーまで連絡をしてください。

なお、連絡する際は次の事項について、ていねいに報告してください。

- ①事故の日時、場所、状況（発生の原因）
- ②傷害の内容
- ③医療機関名、治療期間

高槻ラグビースクールの規則について

「試合に勝つ」「ラグビーが上手になる」ということだけではありません。

子どもたちには、ラグビーの精神や技術を学ぶことを通して、体力の向上はもちろん、挨拶や服装、道具の整理整頓などの基本的な生活習慣や目標に向かって努力する姿勢、チームメイトやコーチなどの他者との関わり方を身につけてほしいと考えています。

未来を担う子どもたちが、ラグビーを通して人間的に大きく成長するきっかけとなる、そんなスクールでありたいと思っています。

1. スクール規約

<名称>

第1条 この団体は、「高槻ラグビースクール」（以下「本スクール」という。）と称し、本部を指導部長宅に置く。

<目的>

第2条 本スクールは、ラグビーフットボール（以下「ラグビー」という。）の練習及び試合等の活動を通じて、スクール生に安全で、明るく、正しい運動の機会を与え、心身の健全育成とチームワークプレーによる規律等、協調性の発達を図ることを主な目的とする。

<活動>

第3条 本スクールは、前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の活動を行う。

- (1) 開校式・修了式
- (2) ラグビーの練習及び試合並びに観戦
- (3) 野外活動（運営委員会において計画した合宿等）
- (4) その他、本スクールの目的を達成するために必要な活動

<スクール生>

第4条 本スクールは、高槻市及びその近郊に在住する3歳以上の幼児、小学校児童、中学校生徒で、運動に耐えうる健康を有し入会を認められた者（以下「スクール生」という。）を対象とする。

<コーチ及び運営組織>

第5条 コーチは、高槻市及びその近郊に在住する者で、運動に耐えうる健康を有していることが望まれる。

- 2 コーチは、第2条で定めた目的に則した活動に従事しなければならない。
- 3 コーチは、指導部に所属し、互選により運営委員会を組織する。

<入会>

第6条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を第8条第1項第1号に規定する校長に提出する。

- 2 本スクール生の資格は、入会申込書の提出、会費の納入、スポーツ傷害保険（以下「保険」という。）の加入手続きの完了をもって与えられる。入会後は、それぞれの年度における会費の納入をもって年度更新手続きが完了する。
- 3 コーチの資格は、運営委員会において承認された後、校長より委嘱される。なお、コーチは会費の徴収の対象としないものとする。

<運営委員会>

第7条 本スクールに、第5条第3項の規定により運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、第8条第1項第1号から同第4号に規定する役員と保護者会会長で組織する。
- 3 運営委員会は、委員長及び副委員長並びに運営委員で構成する。
- 4 運営委員会は、合議制にて当スクールの運営を司る。

<役員>

第8条 本スクールには、次の役員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 指導部長 1名
- (3) 当該年度学年チーフコーチ
- (4) その他、校長が必要と認める者。

<役員の仕事>

第9条 校長は、本スクールを代表し総理する。

- 2 指導部長は、指導部を総括し、主に、第5条で定められたコーチについて、担当学年のアサイン（割り当て）を企画するとともに、コーチの指導技術の向上、コーチ間の親睦・交流を図るなどコーチを総括する。

また、グラウンド確保（調整）、交流試合及び公式大会等に関する事務・渉外を総括する。

ただし、本スクールの活動に関する記録等は、保護者会会則第7条第1項第4号に規定する書記担当者に委嘱する。

- 3 学年チーフコーチは、運営委員会の構成員として組織の運営に当たる。

また、子どもたちに対するコーチングについて担当し、コーチングの方針を各学年担当コーチに徹底させる。

<役員の任期>

第10条 役員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選出又は指名しなければならない。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 選出及び指名の方法は第11条に準じる。

<役員の選任>

第11条 校長については、運営委員会で協議の上決定し、運営委員会が委嘱する。

- 2 次期役員は、運営委員会がコーチの中から選出する。
- 3 前項により指名された役員は、互選により運営委員長及び副運営委員長を選任する。

<総会>

第12条 総会は、本スクールの運営に関する最高決定機関としてコーチにより構成され、運営委員長が招集し、議長を務める。

- 2 総会は、年度末に招集する。ただし、運営委員会において必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

- 3 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本期活動報告ならびに来期活動計画
- (2) 会計決算報告ならびに予算案の提案
- (3) 運営委員の改選
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要事項

- 4 総会での決定事項は、必要に応じて保護者会に報告する。

- 5 総会の決議は、出席者の過半数の同意を得るものとする。ただし、出席者には、委任状の数を含むものとする。なお賛否が同数の場合は、議長が決する。

<経理>

第13条 本スクールの経費は、会費、その他をもってあてる。

- 2 本スクール運営に関わる出納及び通帳管理は、保護者会会則第7条第1項第5号に規定する会計担当者（以下「会計」という。）に委嘱する。
- 3 本スクールの予算は、運営委員会において企画立案する。ただし、必要に応じて父母会の意見を参考にする。
- 4 会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。なお、会計監査は、高槻市ラグビーフットボール連盟に依頼する。

<会費>

第14条 入会を認められたスクール生は会費を納入しなければならない。

- 2 納入する会費は、次のとおりとする。
 - (1) 年額金2万円とする。但し、6ヶ月毎（4月・10月）に金1万円を納入する。
なお、兄弟で在籍する場合は、2人目からは年額金1万円とし、6ヶ月毎（4月・10月）に金5千円を納入する。
 - (2) 年度の途中で入校する場合、年額は、月額金1,500円に在籍月数を乗じ、定額金1千円を加算した金額とし、前号に掲げる時期に請求に応じて納入する。
なお、兄弟で在籍する場合、2人目からは、年額は、月額金750円に在籍月数を乗じ、定額金500円を加算した金額とし、前号に掲げる時期に請求に応じて納入する。
- 3 徴収した会費は、次に掲げる用途に支出する。
 - (1) 保険の加入
 - (2) 用具の購入
 - (3) 交通費、通信費、事務費、弔慰
 - (4) 第2条で定めた目的を達成するために必要な経費
 - (5) その他、運営委員会において必要と認められた経費
- 4 既納の会費は返還しない。

<表彰>

第15条 この規定に定める表彰の対象は、原則として指導部に所属するとともにコーチに10年以上従事し、スクールの発展に功績があったと認められる者を表彰する。

- 2 前項に規定する者の資格決定等については、運営委員会で審議の上決定する。
- 3 表彰は、感謝状とともに運営委員会で決定した記念品等を贈与する。

<資格の喪失>

第16条 本スクール生は、次のいずれかに該当するとき、その資格を失う。

- (1) 校長に退会を申し出たとき
- (2) 正当な理由がなく6ヶ月以上会費を滞納したとき
- (3) 本スクールの名誉を傷つけ、目的に反する行為があったと運営委員会で判断したとき
- (4) 第4条で定められた要件を満たさなくなったとき

<規約の改廃>

第17条 本規約及び別に定めた細則等の改正又は廃止については、運営委員会において審議し、総会に提案する。この審議内容は、改正又は廃止に至らなかった場合であっても速やかにコーチに報告しなければならない。

- 2 コーチは、本規約及び別に定めた細則等の改正又は廃止について運営委員会に提案することができる。
- 3 スクール生の保護者は、保護者会会長を通じて、第1項及び第2項の内容について報告を受け、提案することができる。

<安全管理>

第18条 本スクールは、事故の未然防止に努め、次の措置を講じる。

- (1) コーチ及び保護者会は、各自の判断と責任において本スクール生の健康・安全に最大限の注意を払う。
 - (2) 万一事故が発生した場合には、速やかにとりうる最善の措置を講じるとともに、関係各所への連絡を行う。
- 2 本スクールにおける保険の加入と活動の制限は次のとおりとする。
- (1) 本スクール生は保険に加入したうえでなければ第3条で定めた活動をさせてはならない。但し、ラグビーを体験するために、一定期間、練習にのみ参加する場合は除く。
 - (2) コーチは、保険に加入したうえでなければ指導を行ってはならない。
 - (3) 本スクールは、コーチの安全管理知識向上の為、各種協会等が主催する講習会へ積極的に参加し、それに係る費用を一部負担する。
 - (4) 第1号及び第2号の保険加入手続き、当該保険料は、本スクールが代行、負担する。
- 3 本スクールの責任は、社会常識の範囲で負う。

<個人情報の収集>

第19条 本スクール生及びその保護者並びにコーチに関する個人情報の収集は、本スクールに関する情報の提供及び運営に関わる目的のために必要な範囲内で行う。

<個人情報の利用・提供>

第20条 本スクールに提供された個人情報は、本スクールの活動に限定して使用することとし、運営委員会の承諾なくそれ以外の目的に使用してはならない。また、第三者に提供してはならない。

<個人情報の管理>

第21条 本スクールに提供された個人情報は、法令の規定及び本規約に基づいて適正な管理を行い、漏洩防止等の安全対策に努める。

<細則の制定>

第22条 本規約に定めるものの他、本スクールの運営等に関し必要な事項は、別途細則として定める。

(附則)

- 1 2008年3月23日制定、同日施行
- 2 2009年3月15日改正、同日施行
- 3 2010年2月21日改正、同日施行
- 4 2012年2月26日改正、同日施行
- 5 2021年7月11日改正、同日施行

2. スクール細則

<運営委員会の任務>

第1条 運営委員会は、円滑なスクール運営を確保するための事項を審議する。

また、事業の効率的かつ適正な執行を確保するため、専門委員を設置して取り組むことができる。

- 2 運営委員長は、運営委員会を主催し、案件を企画、提案、総括する。また、校長を補佐し、校長に事故ある時はその責務を代行する。
- 3 副運営委員長は、運営委員長を補佐し、同委員長に事故ある時はその責務を代行する。
- 4 「ラガーだより」を作成し、毎月の活動予定等を本スクール内に周知する。

<運営委員会の招集>

第2条 高槻ラグビースクール規約（以下「本規約」という。）第7条第1項に規定する運営委員会の招集は、原則として開催7日前に文書（FAX、メールでも可とする。）により通知するものとする。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 運営委員会の代理出席を認める。
ただし、チーフコーチの場合は、同学年の担当コーチより選出しなければならない。
- 4 運営委員会は、原則毎月第二日曜日に定例会を、また必要に応じ臨時の運営委員会を開催する。
- 5 本スクールの歴代校長及び保護者会役員は、オブザーバーとして運営委員会に参加することができる。この場合の保護者会役員は、保護者会会則第7条第1項第1号から第5号に規定する者とする。

<運営委員会の成立・議決>

第3条 運営委員会の審議は、十分議論を尽くし、出席者全員による一致した結論を得ることを原則とする。但し、これにより難しい場合は、出席者の過半数の賛成を得なければならない。なお、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。

- 2 運営委員会の決定事項は、速やかに公表する。

<コーチ>

第4条 コーチは、幼児から中学生までの学年毎に活動を担当し、スクールの運営に協力する。

- 2 チーフコーチは、担当学年のコーチ、生徒を掌握し、スクール活動に協力する。
- 3 担当コーチは、チーフを補佐し、生徒の掌握、スクール活動に協力する。

<コーチの資格>

第5条 コーチは、ラグビーの経験の有無又は自薦他薦を問わず、指導部長が指名し、運営委員会においてその資格決定が承認される。

<コーチの免責>

第6条 本スクールの活動中の事故、傷害、後遺症、死亡等について、関係するコーチは、それらについて免責されなければならない。但し、スクール生の健康や指導方法について十分な配慮、安全管理を欠いている場合は、この限りでない。

<支出>

第7条 本規約第14条第3項第3号に規定する弔慰費は、次に掲げたものに該当するとき、金5千円を贈るものとする。

- (1) 本スクール生及びその保護者が死亡したとき
- (2) コーチ及びその父母並びに配偶者が死亡したとき
- (3) 交流ある他のラグビースクールの代表者及びその父母並びに配偶者が死亡したとき

<修了式の開催>

第8条 本規約第3条第1項第1号の修了式は、毎年度末に開催し、修了証書の授与、表彰等を行わなければならない。

<ホームページの公開>

第9条 本スクールは、次の目的に資するためにホームページを公開する。

- (1) スクールの沿革、組織及び活動状況を掲載することにより、幅広く当スクールの理解を得るとともに意見を聴取する。
 - (2) 最新の日程及び連絡事項を掲載することにより、事前準備及び周知の徹底を図る。
 - (3) 投記事の積極的な掲載、掲載内容の充実を図ることにより、卒業生を含むスクール関係者の連携の醸成を図る。
 - (4) ホームページの作成・更新については、父母会に委嘱する。
- 2 本スクールは、ホームページの公開にあたり次の事項を厳守する。
- (1) 運営委員会は、ホームページを公開、厳重に管理する。
 - (2) 関係法令の遵守はもとより、公序良俗に抵触するおそれのある行為は行わない。
 - (3) 本スクール生及びその保護者並びにコーチ及び役員（以下「本スクール生等」という。）の肖像等（写真、音声等）については、運営委員会が管理する。
 - (4) 本スクール生等の肖像等を、本スクールの広報活動等のために使用することができる。
 - (5) 本スクール生等は、運営委員会に対して、本人に関わる写真、記事の掲載を拒否する旨を、またホームページの内容について訂正等を申し出ることができる。
 - (6) 前号の申し出を受けた運営委員会は、速やかに協議し、適切な対応をとるとともにその結果を当該申し出者に報告する。
- 3 本スクールは、ホームページの作成及び更新に係る事務を運営委員会で行う。

(附則)

- 1 2008年3月23日制定、同日施行
- 2 2009年3月15日改正、同日施行
- 3 2010年2月21日改正、同日施行
- 4 2012年2月26日改正、同日施行

保護者会の活動について

子どもたちは、自分の親がどのように振る舞っているかをいつも見ているようです。

子どもたちは、自分たちのために頑張ってくれている親の姿をみることで、「自分は大切にされている」と感じ、そして「自分はここにいていいんだ」という存在への自信をもちます。つまり愛されていることを実感するのだと思います。

このことが大切なのだと思います。子どもたちに培ってほしい自己肯定感というのは、「親に受け入れられている」「愛されている」という実感から育まれてくるものです。

このように保護者会活動は、子どもの自己肯定感を培い、かつ多くの人に奉仕するという姿を見せてやる素晴らしいチャンスでもあります。そして、いつかは自分も奉仕する心をもつ人間になろうとするでしょう。

こうした保護者会活動をご理解いただき、ご協力ください。

1. 保護者会の規則について

(1) 会則

《名称》

第1条 本会は、「高槻ラグビースクール保護者会」（以下「保護者会」という。）と称し、本部を会長宅に置く。

《目的》

第2条 保護者会は、ラグビースクールの活動が円滑に行えるよう援助・協力し、併せて会員の親睦・交流を図ることを目的とする。

《活動》

第3条 保護者会は、前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の活動を行う。

- (1) 練習への協力
- (2) 公式大会、交流試合等、対外試合への協力
- (3) 合宿及び特別行事の企画実施への協力
- (4) 本スクール生の親睦・交流を図るための活動への協力
- (5) 本スクールから委嘱を受けた本スクールの書記及び会計に関する事務
- (6) その他、目的を達成するために必要な事業

《構成》

第4条 保護者会は、本スクール生の保護者（スクール生の家庭毎に1名または2名）で構成する。

2 保護者会の入退会は、本スクール規約第6条及び第16条の規定による本スクール

への入退会をもってとする。

《会員の役割》

第5条 保護者会会員は、保護者会の活動に協力する。

《組織》

第6条 保護者会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

《役員》

第7条 保護者会に次の役員を置くこととする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 総務委員 2名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 2名
- (6) その他、会長が必要と認めるもの

《役員の実務》

第8条 会長は、保護者会を代表し、保護者会全体の運営を総括し、指導する。

- 2 副会長は、会長を補佐又は代理し、保護者会の運営を遂行する。
- 3 総務委員は、各担当範囲の学年リーダーのとりまとめを行うとともに、協力してスクール生の入退会に係る手続き、名簿の管理を行う。
- 4 書記は、本スクールの委嘱を受け、活動を記録する。
- 5 会計は、本スクールの委嘱を受け、運営に関わる出納・通帳管理を担当する。また、会計監査を受け、本スクール規約第7条に規定する運営委員会において賛同を経て、総会で会計報告する。

《役員の任期》

第9条 役員の実任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

- 2 役員に欠員が生じたときは、必要に応じ後任者を選出しなければならない。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

《役員の実任》

第10条 毎年3月に役員の実任を行う。

- 2 会長は、原則として、本スクールに在籍する小学生次期最上級生の保護者より選出し、総会で承認を得る。
- 3 副会長及び中学生会計は、本スクールに在籍する次期中学生の保護者より選出し、総会で承認を得る。
- 4 総務委員は、原則として、本スクールに在籍する小学生次期5年生及び6年生の保護者より1名、また小学生次期1年生及び2年生、3年生、4年生並びに幼年の保護者より1名選出し、総会で承認を得る。
- 5 書記及び会計は、原則として、本スクールに在籍する小学生次期4年生及び5年生、6年生の保護者より選出し、総会で承認を得る。

《総会》

第11条 総会は、保護者会の議決機関として会員により構成され、会長が招集し議長を

務める。

- 2 総会は、年度末に招集する。ただし、保護者会役員会において必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 保護者会の運営、活動
 - (2) 役員を選出
 - (3) 決算・予算
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他必要事項
- 4 総会の決議は、出席者の3分の2以上の同意を得るものとする。但し、出席者には委任状の数を含むものとする。

《役員会》

第12条 役員会は、総会で決定された事項を処理し、保護者会の運営にあたる。

- 2 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

《会則の改廃》

第13条 本会則及び別に定めた細則等の改正又は廃止については、役員会で審議し、総会出席者の3分の2以上の同意を得て成立するものとする。但し、総会出席者には委任状の数を含むものとする。

《細則の制定》

第14条 本会則に定めるものの他、父母会の運営等に関し必要な事項は、別途細則として定める。

(附則)

- 1 2008年 3月23日改正、同日施行
- 2 2011年12月18日改正、同日施行

(2) 細則

《役員》

第1条 会則第7条第1項第7号に規定するものに、次の担当を置く。

- (1) 学年リーダー
- (2) 用具担当

《役員を選出》

第2条 学年リーダーは、各学年の互選による。

《事務の分掌》

第3条 会長の担当事務を次のとおりとする。

- (1) 保護者会代表として運営委員会に出席し、保護者会の意見を具申し、本スクールの運営に協力するとともに、運営委員会で決定した案件を必要に応じて保護者会に報告する。
- (2) 総務委員を通じて報告される本スクールの運営に関する会員の提案について、

- 運営委員会に具申するとともに、その結果を会員に報告する。
- 2 副会長の担当事務を次のとおりとする。
 - (1) オブザーバーとして、必要に応じ運営委員会に出席し、保護者会（中学生）の意見を具申し、本スクールの運営に協力するとともに、運営委員会で決定した案件を必要に応じて保護者会（中学生）に報告する。
 - (2) 本スクールの運営に関する会員の提案について、運営委員会に具申するとともに、その結果を会員（中学生）に報告する。
 - 3 総務委員の担当事務を次のとおりとする。
 - (1) オブザーバーとして、必要に応じ運営委員会に出席し、保護者会の意見を具申し、本スクールの運営に協力するとともに、運営委員会で決定した案件を必要に応じて保護者会に報告する。
 - (2) 学年リーダーへの連絡・周知、新規加入希望者の対応に係る事務を行う。
 - (3) 学年リーダーと連携を図り、本スクールが実施する夏期合宿、クリスマス会、修了式等の各任務を掌握実施する。
 - (4) 学年リーダーを通じて報告される本スクールの運営に関する会員の提案について会長に具申する。
 - 4 書記の担当事務を次のとおりとする。
 - (1) オブザーバーとして、必要に応じ運営委員会に出席し、保護者会の意見を具申し、本スクールの運営に協力するとともに、運営委員会で決定した案件を必要に応じて保護者会に報告する。
 - (2) ラガーだよりを配布する。
 - (3) 議事録を作成する。
 - (4) スクール生募集及び本スクールが企画又は参画するイベントへの参加者募集案内等に係る事務を行う。
 - 5 会計の担当事務を次のとおりとする。
 - (1) オブザーバーとして、必要に応じ運営委員会に出席し、保護者会の意見を具申し、本スクールの運営に協力するとともに、運営委員会で決定した案件を必要に応じて保護者会に報告する。
 - (2) 本会則第11条第3項第3号で定められた当該年度の決算書、及び次年度の予算書の作成に係る事務を行う。
 - (3) 会費を徴収する。
 - (4) 保険料を支払う。
 - (5) 大会参加時の参加料等の精算、各種イベントやジャージ購入に際しての集金業務等に係る事務を行う。
 - 6 学年リーダーの担当事務は次のとおりとする。
 - (1) 会員との意思疎通を図り、本スクールの運営に関する会員の提案について総務委員に具申する。
 - (2) 総務委員と連携を図り、本スクールが実施する夏期合宿、クリスマス会、修了式等の運営を遂行する。

(附則)

- 1 2008年 3月23日改正、同日施行
- 2 2011年12月18日改正、同日施行

2. 役員等の主な役割について

(1) 役員の仕事

役名	役割の概要	(人数) 選出方法
会長	<ul style="list-style-type: none"> 保護者会を代表し、全体の運営を総括する 年度末他、必要に応じ総会を開催し議長を務める 運営委員会(原則月1回)に出席し、保護者会の意見を具申する 	(1名) 小学生最上級生より
総務委員	<ul style="list-style-type: none"> 学年リーダーへの連絡・周知、新規加入希望者の対応に係る事務を行う 学年リーダーを通じて報告されるスクール運営に関する会員の提案を会長に具申する 学年リーダーと連携を図り、夏期合宿、クリスマス会、修了式等の各任務を掌握実施する 必要に応じ、運営委員会(原則月1回)に出席する 	(2名) 小学生5・6年、 幼児・小学生1～4年の各リーダーより
書記	<ul style="list-style-type: none"> スクールの活動を記録する 「ラガーだより」を配布する 新会員募集等の広報活動を行う 年度末に在籍(継続)の意向調査を行う 必要に応じ、運営委員会(原則月1回)に出席する 	(1名) 小学生4～6年より
会計	<ul style="list-style-type: none"> 運営に関わる出納・通帳管理を担当する スクール生から会費を徴収する 年度末に、次年度分のスポーツ安全保険への加入・支払い手続を行う。(事故者対応も含む) 会計監査を受け、総会で会計報告し、次年度の予算案を報告する 必要に応じ、運営委員会(原則月1回)に出席する 	(1名) 小学生4～6年より

(2) その他の委員の役割

役名	役割	(人数) 選出方法
学年リーダー	<ul style="list-style-type: none"> スクール生とコーチ、保護者の親睦を図る スクール生の出欠を確認する 保護者会役員と各学年会員との間の情報を伝達する 「ラガーだより」の配布をサポートする 遠征の際の引率や試合中の給水を行う 用具当番月には、他の保護者と協力して役割分担、用具の確認を行う (練習前の荷物のチェック、誰が何を持ち帰っているかの把握等)	(1名) 各学年会員の互選

	<ul style="list-style-type: none"> ・総務委員と連携を図り、夏期合宿、クリスマス会、修了式等の運営を遂行する ・第三中学校での練習の際、練習終了後、体育倉庫の開閉（グラウンド整備用具の搬出入）を行う ・第三中学校、丸橋小学校、庄所運動広場での練習の際、定例練習後、トイレ清掃を指示し、作業終了後の点検を行う 	
合宿委員	<ul style="list-style-type: none"> ・運営委員（合宿担当）と連携・協力し、合宿の企画から運営に係る一切を遂行する 	任意

（３）“用具当番”の役割

学年単位で年に１～２回、当番が回ってきます。

その際、学年全員で次のことを行います。

- ①練習用具等の管理及び運搬を行う。引継ぎは「月の最終練習日」に行う。
- ②第三中学校での練習の際、駐車場に午前８時３０分に配置し（若干名）、整列駐車誘導等を行う。
- ③「第三中学校」、「丸橋小学校」、「庄所運動広場」での練習の際、定例練習後、トイレ清掃を行う。

<さいごに・・・>

スクール生１人につき、１回は役員等をお引き受けください。

選出方法については、役員・委員歴などの無い方からを原則としますが、学年毎の人数等により総合的に判断いたします。

役員でない方も保護者会の一員として、積極的に活動にご協力いただきますようお願いいたします。